

目次

第1章 基本的事項	1
1. 計画目的	1
2. 基準年度・計画期間・目標年度	1
3. 対象範囲	1
4. 対象とする温室効果ガス	3
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	3
1. 基準年度の二酸化炭素排出量	3
2. 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量	3
3. 要因別の排出状況	4
4. 削減目標	4
第3章 具体的な取組	5
1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入	5
2. 施設設備の改善等	5
3. 物品購入等	5
4. その他の取組	6
第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	9
1. 推進体制	9
2. 点検体制	9
3. 進捗状況の公表	9
第5章 実績報告	10
1. 温室効果ガスの削減目標	10
2. 実績	11
3. 評価と今後の課題	20
嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱	21
嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割	24
実行計画推進組織図	26
資料編	27

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものである。

嘉手納町が行うすべての事務・事業の実施に当たっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

実行計画の基準年度を令和元年度とし、計画期間を令和2年度～令和7年度までの5年間とする。目標年度については、令和7年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、嘉手納町役場が行うすべての事務・事業及び管理施設等とする。

ただし、温室効果ガス排出量の基準値や経年変化の値において、算定の対象となる施設（以下「算定対象施設」という。）は表1-1の施設とする。

嘉手納町が行うすべての事務・事業及び管理施設等以外の公共施設・公共組織等に対しても、可能な限り実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

表 1-1 対象施設一覧 (41 施設)

No.	施 設 名	No.	施 設 名
1	屋良幼稚園・小学校	22	兼久海浜公園
2	嘉手納幼稚園・小学校	23	嘉手納公園
3	嘉手納中学校	24	屋良ふれあいパーク
4	学校給食共同調理場	25	屋良第 2 公園
5	嘉手納町第二保育所	26	ちびっこ広場
6	嘉手納町第三保育所	27	あしびなあ
7	嘉手納町総合福祉センター	28	ロータリー広場
8	嘉手納町リサイクルセンター	29	嘉手納町役場（本庁）
9	嘉手納町葬斎場	30	ロータリープラザ
10	青少年センター(旧：食料品加工センター)	31	街路灯まとめ
11	嘉手納町スポーツドーム	32	公共駐車場施設灯
12	嘉手納町陸上競技場	33	嘉手納町商業研修等施設
13	野國總管公園	34	嘉手納町漁業用施設
14	屋良城跡公園	35	嘉手納町集出荷施設
15	東区コミュニティーセンター	36	嘉手納町マルチメディアセンター
16	中央区コミュニティーセンター	37	嘉手納町町民の家
17	北区コミュニティーセンター	38	嘉手納地区学習供用施設・児童館
18	南区コミュニティーセンター	39	屋良地区体育館・児童館
19	西区コミュニティーセンター	40	嘉手納野球場
20	西浜区コミュニティーセンター	41	嘉手納町兼久体育館
21	水釜公園		

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガスのうち、二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

嘉手納町の事務・事業における基準年度（令和元年度）の二酸化炭素総排出量は、3,724,378kg-CO₂である。

表 2-1 基準年度（令和元年度）の二酸化炭素総排出量

区 分	排出量
二酸化炭素 (CO ₂)	3,724,378 kg-CO ₂

2. 排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量

表 2-2 基準年度（令和元年度）の排出要因別エネルギー等使用量及び二酸化炭素排出量

項 目	単位	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	排出割合 (%)
電気	kWh	4,541,278	3,573,985	96.0
A重油	ℓ	32,650	88,481	2.4
ガソリン	ℓ	15,845	36,761	1.0
L P G	m ³	1,348	4,043	0.1
灯油	ℓ	4,084	10,169	0.3
軽油	ℓ	4,240	10,939	0.3
二酸化炭素合計			3,724,378	

注) CO₂排出量は小数点以下の数字は切り捨てた値とする。

※排出係数 電 気：0.787 kg-CO₂/kWh A重油：2.71 t-CO₂/kl

ガソリン：2.32 t-CO₂/kl L P G：3.00 kg-CO₂/m³

灯 油：2.49 t-CO₂/kl 軽 油：2.58 t-CO₂/kl

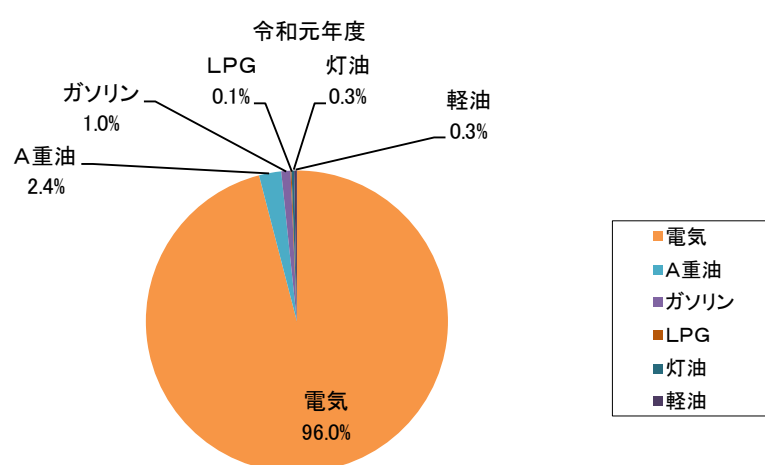
電気の排出係数は、各年度の比較が容易に出来るように令和元年度（令和3年1月公表※）の値0.787 kg-CO₂/kWhを使用する。

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.7（環境省、経済産業省 令和3年1月）

3. 要因別の排出状況

基準年度である令和元年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の 96.0%を占め、次いでA重油の使用が 2.4%、ガソリンの使用が 1.0%、灯油、軽油の使用がそれぞれ 0.3%、L P Gの使用が 0.1%となっている。

図 2-1 基準年度（令和元年度）における二酸化炭素排出量の排出要因



（注）四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

4. 削減目標

令和元年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和 7 年度の二酸化炭素排出量を、5 %削減することを目指す。

表 2-3 基準年度排出量（令和元年度）及び目標年度排出量（令和 7 年度）

区 分	基準年度排出量 令和元年度	削減目標	目標年度排出量 令和 7 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	3, 724, 378 kg-CO ₂	5%	3, 538, 159 kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・太陽光発電システム等を、既存の公共施設等への順次導入に努め、新設する公共施設等においてもその導入に努める。
- ・太陽光発電システムや、その他の再生可能エネルギーの導入については、補助金等を積極的に活用する。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラスを導入する。
- ・既存の公共施設及び防犯灯・街路灯の高効率照明（LED照明）等への切替え、高効率空調の更新を行い、全庁的な省エネ・節電を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。
- ・雨水の有効利用に配慮した構造とする。
- ・省エネルギー型設備を積極的に導入する。

3. 物品購入等

- ・特殊車両を除く公用車について、更新の際には、次世代自動車（電気自動車、水素自動車等）の導入を図る。
- ・電気製品等の購入、レンタルの際には、環境負荷の少ないもの（省エネルギータイプ）の購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

(1) 電気使用量の削減

- ・ 冷房温度の適正管理を行う。
- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・ 昼休みや時間外及びトイレ、給湯室等に利用者がいない場合など、不必要箇所の消灯を行う。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・ O A機器等の電源をこまめに切るように努める。

(2) 燃料使用量の削減

- ・ 日々の燃費の把握に努める。
- ・ エコドライブの周知を図る。
- ・ 公用車のふんわりアクセル「e スタート」を心がける。
- ・ 公用車を適正に整備・管理し、車を離れるときはエンジンを切り、無駄なアイドリングを控え排気ガスの削減に努める。
- ・ カーエアコンについては、適切な温度設定を行う。
- ・ ボイラー(設置施設)の適正運転を維持する。

(3) ゴミの減量、リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控える。

(4) 用紙類

- ・ コピー用紙等の購入量の抑制を図る。
- ・ 両面印刷、裏面コピー、縮小コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・ リサイクル用紙の購入に努める。
- ・ 会議用資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。
- ・ 使用済み封筒の再使用など、封筒の使用の合理化を図る。

(5) 水道

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

(6) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・ 職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・ 職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・ 家庭においても、環境に配慮した生活を目指す。

(7) 来庁者への協力依頼等

- ・ 庁舎構内では、車両のアイドリング・ストップについて協力を求める。
- ・ 庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、階段の利用等への理解と協力を求める。
- ・ その他、本計画の取り組みについて周知を図る。

表 3-1 LED 化施設一覧 (32 施設)

施 設 名		施 設 名	
屋良幼稚園・小学校	△	南区コミュニティーセンター	○
嘉手納幼稚園・小学校	△	西区コミュニティーセンター	○
嘉手納中学校	△	西浜区コミュニティーセンター	○
学校給食共同調理場	○	水釜公園	○
嘉手納町第二保育所	×	兼久海浜公園	○
嘉手納町第三保育所	×	嘉手納公園	×
嘉手納町総合福祉センター	○	屋良ふれあいパーク	○
嘉手納町リサイクルセンター	×	屋良第 2 公園	○
嘉手納町葬斎場	○	ちびっこ広場	○
嘉手納町食料品加工センター	×	あしびな	○
嘉手納町スポーツドーム	○	ロータリー広場	○
嘉手納町陸上競技場	×	嘉手納町役場(本庁)	○
野國總管公園	○	ロータリープラザ	△
屋良城跡公園	×	街路灯まとめ	△
東区コミュニティーセンター	○	公共駐車場施設灯	○
中央区コミュニティーセンター	○		
北区コミュニティーセンター	○		

※ ○・・・LED化済 20施設 (62%)

△・・・一部LED化 5施設 (16%)

×・・・非LED化 7施設 (22%)

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

嘉手納町は、「嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱」により、「推進本部」「推進部会」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

計画の推進体制は「実行計画推進組織図」の通りである。

(1) 推進本部

嘉手納町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、課長等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進部会

推進部会は本部長に指名された職員で構成する。

実行の評価・実施状況の課題・解決策の抽出等を行う。

(3) 推進担当者（エコリーダー）

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と連携し、計画の総合的な推進を図る。

(4) 事務局

事務局を産業環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

点検体制は、「嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割」により、「事務局」は、「推進担当者」を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。さらに、点検評価を踏まえて「推進本部」において見直しの検討、取り組み方針の決定を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回嘉手納町広報誌やホームページ等により公表する。

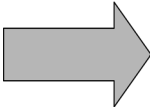
第5章 実績報告

1. 温室効果ガスの削減目標

嘉手納町は、地球温暖化問題に取り組むため、令和3年4月に嘉手納町の事務・事業から排出する温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標と目標達成に向けた取り組みの3次計画を作成した。

【削減目標】

令和元年度を基準として計画期間の最終年度である令和7年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。^{※1}

令和元年度		令和7年度
温室効果ガス排出量（二酸化炭素）		温室効果ガス排出量（二酸化炭素）
3,724,378 kg-CO ₂		3,538,159 kg-CO ₂

※1 沖縄電力排出係数は、0.787kg-CO₂/kWh に統一
温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.7（環境省、経済産業省 令和3年1月）

2. 実績

2.1 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）

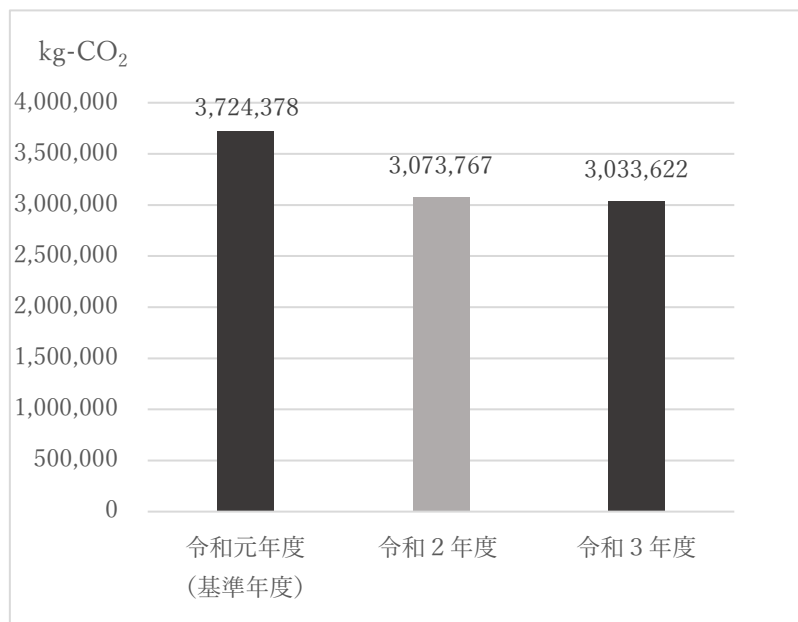
令和3年度実績	3,033,622	kg-CO ₂
---------	-----------	--------------------

嘉手納町の令和２年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素）は、3,033,622 kg-CO₂であり、令和元年度実績に対し、約18.5%減少となった。

表 5-1 二酸化炭素の総排出量の基準年度比較 (kg-CO₂)

区分	令和元年度 (基準年度)	令和２年度	令和３年度
温室効果ガス (二酸化炭素) 総排出量 (t-CO ₂)	3,724,378	3,073,767	3,033,622
令和元年度比 (%)	—	△ 17.5	△ 18.5

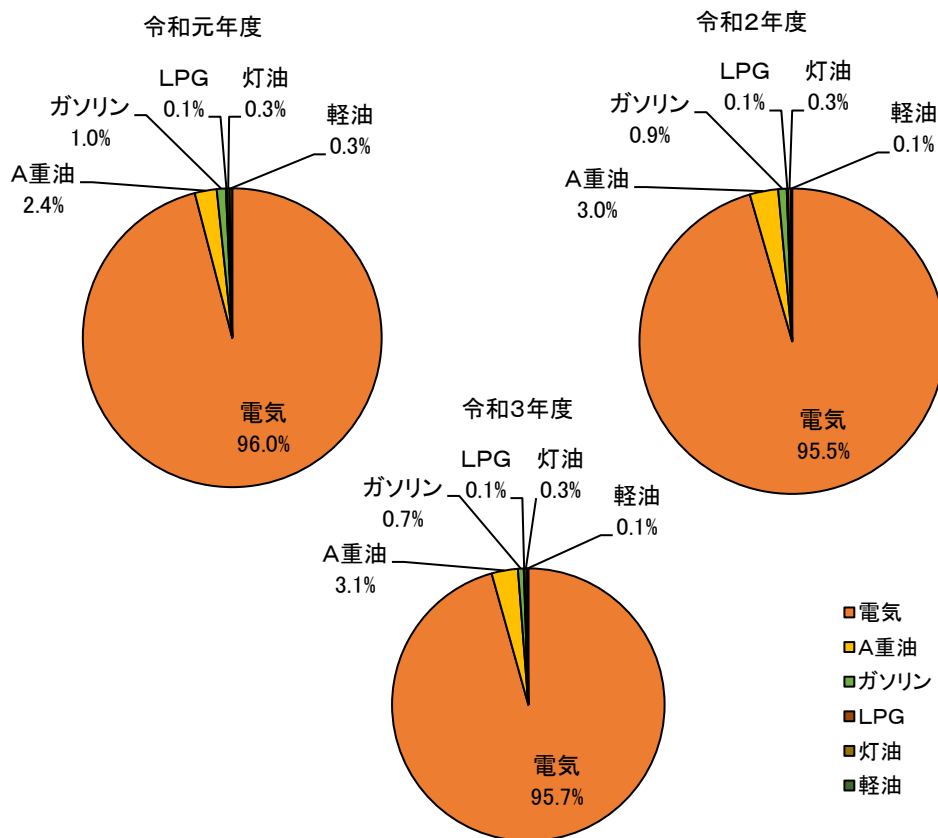
図 5-1 二酸化炭素総排出量及び経年変化



2.2 発生源毎の割合

令和2年度で最も排出量の割合が高い二酸化炭素発生源は、電気使用量の95.7%であり、以下A重油が3.1%、ガソリンが0.7%、灯油が0.3%、LPGが0.1%、軽油が0.1%と続いている。

図 5-2 発生源の割合



(注) 四捨五入のため、合計値が合わないことがある

図 5-3 二酸化炭素発生源の経年変化

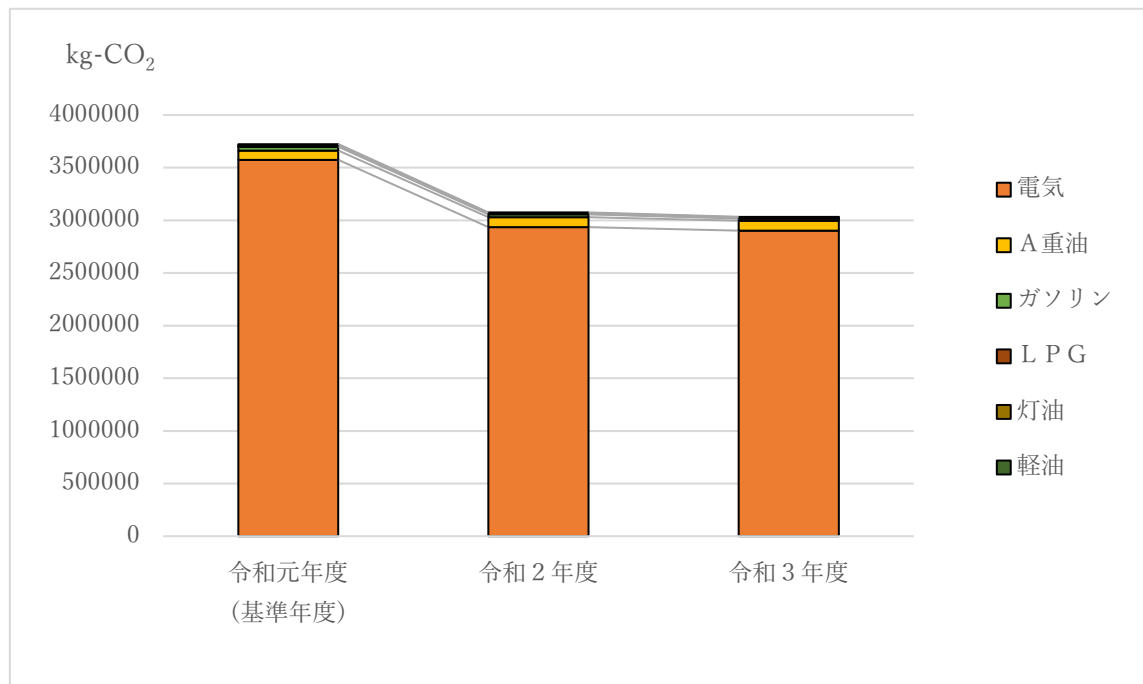


表 5-2 嘉手納町対象組織及び施設の要因別の CO₂ 排出量の経年変化 (kg-CO₂)

		令和元年度 (基準年度)		令和2年度		令和3年度		基準年比較 CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)
項目	単位	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	
電気	kWh	4,541,278	3,573,985	3,731,077	2,936,357	3,687,355	2,901,948	-672,037
A重油	ℓ	32,650	88,481	34,080	92,356	34,920	94,633	6,152
ガソリン	ℓ	15,845	36,761	11,940	27,700	8,983	20,839	-15,922
LPG	m ³	1,348	4,043	1,303	3,907	914	2,742	-1,301
灯油	ℓ	4,084	10,169	3,871	9,638	3,851	9,588	-581
軽油	ℓ	4,240	10,939	1,477	3,809	1,501	3,872	-7,067
二酸化炭素合計			3,724,378		3,073,767		3,033,622	-690,756

2.3 施設（課）別排出量

2.3.1 電気による排出量

対象施設別の電気による排出量をみると、41 施設のうち、8 施設が基準年度より増加し、32 施設は減少となった。

※かでな文化センターの電気による CO2 排出量は庁舎の電気による CO2 排出量に含むこととする

表 5-3 基準年度より電気による CO₂ 排出量が増加した施設 (kg-CO₂)

施設名	令和元年度	令和 3 年度	基準年度比較 (差分)
学校給食共同調理場	270,573	287,007	16,434
嘉手納町第二保育所	82,996	83,321	325
嘉手納町第三保育所	67,302	76,145	8,843
青少年センター	7,399	9,356	1,957
屋良城跡公園	4,413	12,625	8,212
中央区コミュニティーセンター	18,871	26,227	7,356
西区コミュニティーセンター	19,398	22,434	3,036
西浜区コミュニティーセンター	11,959	16,036	4,077

(注) 小数点以下を四捨五入しているため、増加差分の計算が合わないことがある

表 5-4 基準年度より電気による CO₂ 排出量が減少した施設 (kg-CO₂)

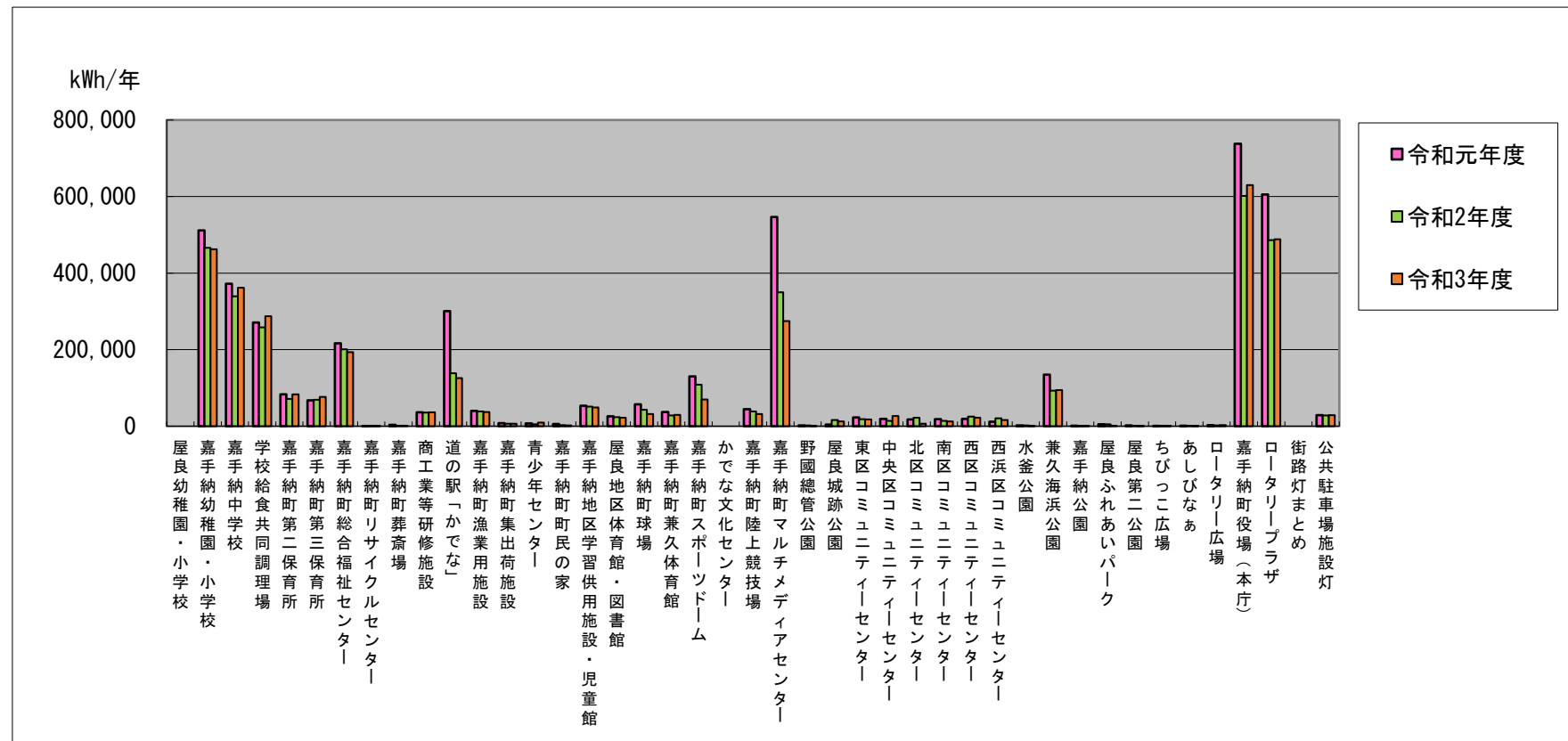
施設名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	基準年度比較 (差分)
屋良幼稚園・小学校	388,637	240,140	261,440	-127,197
嘉手納幼稚園・小学校	511,721	465,978	462,162	-49,559
嘉手納中学校	372,542	339,544	361,489	-11,053
嘉手納町総合福祉センター	216,217	200,534	193,810	-22,407
嘉手納町リサイクルセンター	746	367	366	-380
嘉手納町葬斎場	3,218	1,620	1,305	-1,913
商工業等研修施設	36,615	35,264	36,072	-543
道の駅「かでな」	300,517	138,209	125,605	-174,912
嘉手納町漁業用施設	40,197	38,171	37,196	-3,001
嘉手納町集出荷施設	8,146	6,265	6,359	-1,787
嘉手納町町民の家	5,495	2,808	2,359	-3,136
嘉手納地区学習供用施設・児童館	53,082	51,290	49,295	-3,787
屋良地区体育館・図書館	25,916	23,520	21,928	-3,988
嘉手納町球場	56,883	42,735	31,544	-25,339
嘉手納町兼久体育館	37,160	28,226	29,359	-7,801
嘉手納町スポーツドーム	129,931	108,721	69,559	-60,372
嘉手納町陸上競技場	44,674	38,295	31,470	-13,204
嘉手納町マルチメディアセンター	546,231	349,973	274,674	-271,557
野國總管公園	1,972	1,812	340	-1,632
東区コミュニティーセンター	23,052	18,231	17,578	-5,474
北区コミュニティーセンター	17,374	21,991	6,753	-10,621
南区コミュニティーセンター	18,076	14,272	12,310	-5,766
水釜公園	2,058	1,890	665	-1,393
兼久海浜公園	134,654	93,237	94,581	-40,073
嘉手納公園	1,140	788	653	-487
屋良ふれあいパーク	4,941	5,239	1,200	-3,741
屋良第二公園	1,784	1,478	251	-1,533
ちびっこ広場	318	405	81	-237
あしびなあ	928	909	155	-773
ロータリー広場	2,541	2,254	2,398	-143
嘉手納町役場（本庁）	738,117	601,640	629,782	-108,335
ロータリープラザ	605,482	486,117	488,551	-116,931

(注) 小数点以下を四捨五入しているため、増加差分の計算が合わないことがある

多くの施設の電気による二酸化炭素排出量が減少した要因を以下に述べる。

多くは施設における照明 LED 化、設備の更新などが要因として考えられたが、全体的に電気使用量が減少しているため、コロナ禍における休校や、施設の開放自粛による施設使用日数の減少も要因であると考えられた。

図 5-4 対象施設別電気による CO₂ 排出量と経年変化



2.3.2 化石燃料による排出量

対象組織（課）別の化石燃料による排出量をみると、排出量が増加した組織（課）は、学校給食共同調理場が 100,243kg-CO₂（4,011kg-CO₂ 増加）、産業観光課が 3,600kg-CO₂（1,302kg-CO₂ 増加）となっている。

排出量が減少した組織（課）は、上下水道課が 575kg-CO₂（308kg-CO₂ 減少）、子ども家庭課 12,189kg-CO₂（2,960kg-CO₂ 減少）と続いている。

なお、化石燃料による排出量は、A 重油、ガソリン、LPG、灯油、軽油の合計である。

図 5-5 対象組織（課）別化石燃料による CO₂ 排出量と経年変化

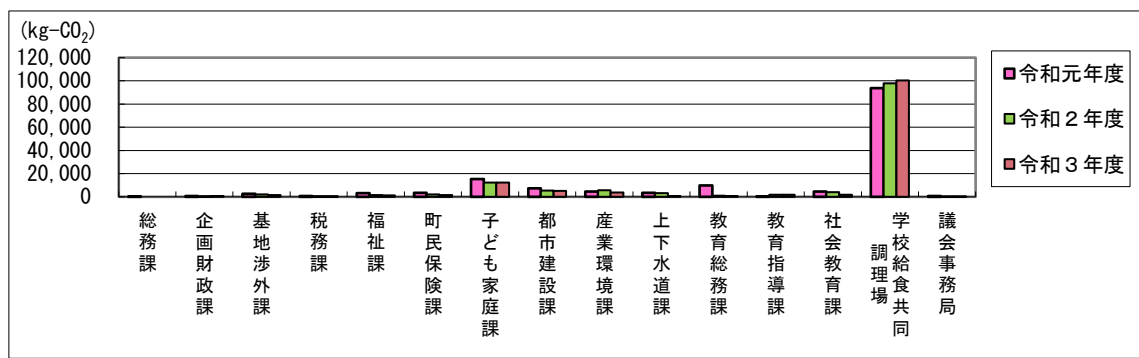


表 5-6 対象組織（課）別化石燃料による CO₂ 排出量 (kg-CO₂)

	課名	ガソリン	軽油	灯油	A 重油	LPG	課計	令和元年度との差分
総務部	総務課	0	0	0	0	0	0	-57
	企画財政課	653	0	0	0	0	653	-124
	基地渉外課	1,581	0	0	0	0	1,581	-533
	税務課	313	0	0	0	0	313	-225
福祉部	福祉課	1,316	0	0	0	0	1,316	-1,573
	町民保険課	1,629	0	0	0	0	1,629	-1,601
	子ども家庭課	1,984	0	9,589	0	615	12,189	-2,960
建設部	都市建設課	4,393	654	0	0	0	5,047	-2,079
	産業環境課	3,512	0	0	0	88	3,600	1,302
	上下水道課	575	0	0	0	0	575	-308
教育委員会	教育総務課	661	0	0	0	103	764	-8,967
	教育指導課	1,888	0	0	0	17	1,905	1,443
	社会教育課	1,598	88	0	0	81	1,767	-669
	学校給食共同調理場	640	3,131	0	94,633	1,839	100,243	4,011
	議会事務局	95	0	0	0	0	95	-642
	total	20,839	3,872	9,588	94,633	2,742	131,677	-12,980

2.4 要因別排出量

対象組織（課）及び施設の要因別の二酸化炭素排出量をみると、電気は 2,901,948 kg-CO₂ (672,037 kg-CO₂ 減少)、ガソリンが 20,839 kg-CO₂ (15,922 kg-CO₂ 減少)、軽油が 3,872 kg-CO₂ (7,067 kg-CO₂ 減少)、灯油が 9,588 kg-CO₂ (581 kg-CO₂ 減少) と減少している。

その他の項目については、A 重油が 94,633 kg-CO₂ (6,152 kg-CO₂ 増加)、LPG が 6,113 kg-CO₂ (2,070 kg-CO₂ 増加) と増加している。

図 5-6 要因別の二酸化炭素排出量の経年変化

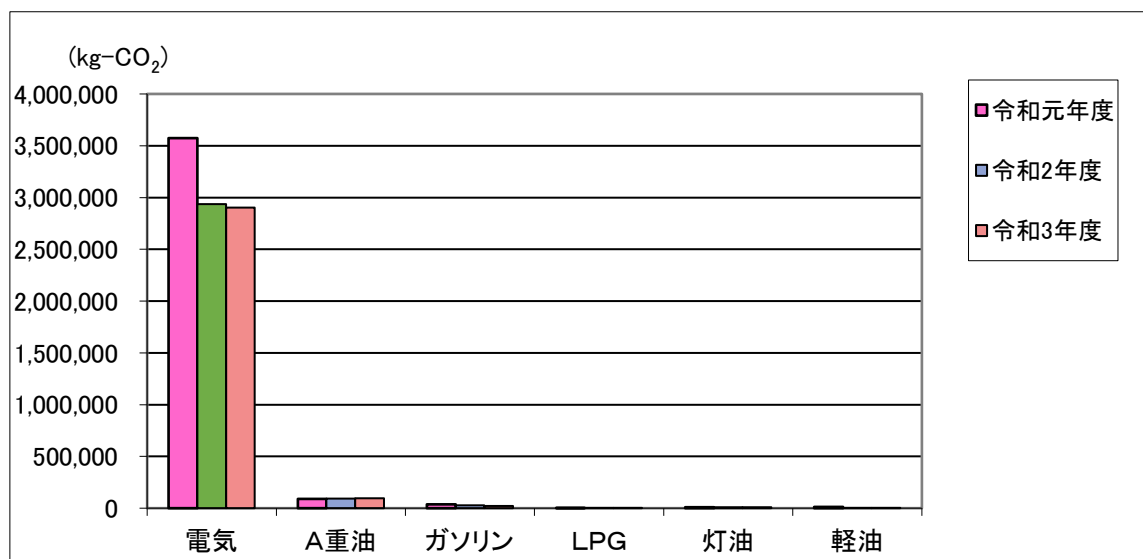


表 5-7 嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量の経年変化

年度		令和元年度 (基準年度)		令和2年度		令和3年度		基準年比較 CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	基準年比 (%)
項目	単位	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)		
電気	kWh	4,541,278	3,573,985	3,731,077	2,936,357	3,687,355	2,901,948	-672,037	-18.8
A重油	ℓ	32,650	88,481	34,080	92,356	34,920	94,633	6,152	7.0
ガソリン	ℓ	15,845	36,761	11,940	27,700	8,983	20,839	-15,922	-43.3
LPG	m ³	1,348	4,043	1,303	3,907	914	2,742	-1,301	-32.2
灯油	ℓ	4,084	10,169	3,871	9,638	3,851	9,588	-581	-5.7
軽油	ℓ	4,240	10,939	1,477	3,809	1,501	3,872	-7,067	-64.6
二酸化炭素合計			3,724,378		3,073,767		3,033,622	-690,756	-18.5

3. 評価と今後の課題

令和3年度の温室効果ガス排出量は、3,033,662kg-CO₂であり、基準年度の令和元年度の実績値に対し、約18.5%減少となっている。

排出要因別の、二酸化炭素排出量は基準年度である令和元年度の実績値に対し電気(18.8%減少)、A 重油(7.0%増加)、ガソリン(43.3%減少)、LPG(51.2%増加)、灯油(5.7%減少)、軽油(64.6%減少)となっており、全体的な温室効果ガスの減少が見られた。

これらの要因としては、主に施設の太陽光パネルの設置、照明のLED化、空調の設備の更新などを図ったことが主であると考えられ、温室効果ガス削減の効果があつたものと見られる。一方で、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、公共施設の開放自粛による施設使用日数及び施設の利用人数の減少などが見られたことなども、温室効果ガスの減少の大きな要因と考えられる。

したがって、今後の新型コロナウイルス感染症による対策も鑑みつつ、データについて考察していくことが重要である。

今後は更なる対象施設の太陽光パネルの設置・照明のLED化を図ることや、公用車への温室効果ガスを排出しない次世代自動車の導入を検討し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを継続していくこととする。

嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）の策定等を行うため、嘉手納町地球温暖化防止推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の推進及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(平28訓令7・一部改正)

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部は、その所掌事項を遂行するため、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(推進部会)

第6条 本部に第2条に規定する事項の調査、研究等をさせるため、推進部会を置くことができる。

- 2 推進部会は、課長及び主幹のうちから本部長が指名する者をもって組織する。
- 3 推進部会に部会長を置き、当該推進部会に属する者のうちから本部長が指名する。
- 4 推進部会に副部会長を置き、当該推進部会に属する者のうちから部会長が指名する。
- 5 推進部会は、実行計画に基づく削減状況等の点検を行い、本部に報告しなければならない。

(平 28 訓令 7・一部改正)

(準用規定)

第7条 第4条及び第5条の規定は、推進部会について準用する。この場合において、これらの規定中「本部長」とあるのは「部会長」と、「本部」とあるのは「推進部会」と、「副本部長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「推進部会に属する者」と読み替えるものとする。

(エコリーダー)

第8条 各課に推進担当者としてエコリーダーを置くこととし、各課等の長をもって充てる。

2 エコリーダーは、各課等において実行計画に基づく取組に際して、中心的な役割を担うものとし、実行計画への取組を率先して行わなければならない。

3 エコリーダーは、所属課内における実行計画の周知徹底に努めると共に、所属職員の意識啓発を推進しなければならない。

4 エコリーダーは、実行計画の取組状況について実績調査や取組状況の点検評価等を行い、その結果について前条に規定する推進部会へ報告しなければならない。

(庶務)

第9条 本部及び推進部会の庶務は、産業環境課において処理する。

(平 31 訓令 5・一部改正)

(委任)

第 10 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 27 年訓令第 16 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 28 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 7 日から施行する。

附 則(平成 31 年訓令第 5 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(平 27 訓令 16・一部改正、平 28 訓令 7・旧別表第 1・一部改正)

別表 (第 3 条関係)

教育長
会計管理者
都市建設課長
総務課長
子ども家庭課長
教育総務課長

嘉手納町地球温暖化防止実行計画の推進・点検・評価等の体制と役割

嘉手納町役場全体が、嘉手納町地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」という。）に基づく行動等について、主体的・積極的に取り組み、温室効果ガスの削減に取り組んでいくことを方針とし、同取組の推進にあたっての役割等については、『嘉手納町地球温暖化防止推進本部設置要綱』に基づき以下のとおりとする。

① 本部長

本部長は町長とし、実行計画の推進・点検・評価を統括し、同計画の基本事項や必要事項について決定及び変更等を行うと共に、実行計画の実施に基づく活動の実施状況や温室効果ガスの排出量について公表等を行う。

② 嘉手納町地球温暖化防止推進本部

嘉手納町地球温暖化防止推進本部（以下「推進本部」という。）は、町長を本部長とし、副町長を副本部長、各課長等を委員として構成する。

推進本部では、実行計画の決定や変更等について協議を行うと共に、計画推進にあたっての取組方針等の決定・指示を行う。実行計画に基づく実施状況や温室効果ガスの排出量の公表内容について確認をする。

必要に応じて、各課・各施設の実施状況や検討事項について審議させる機関として推進部会を立ち上げることができる。

③ 事務局

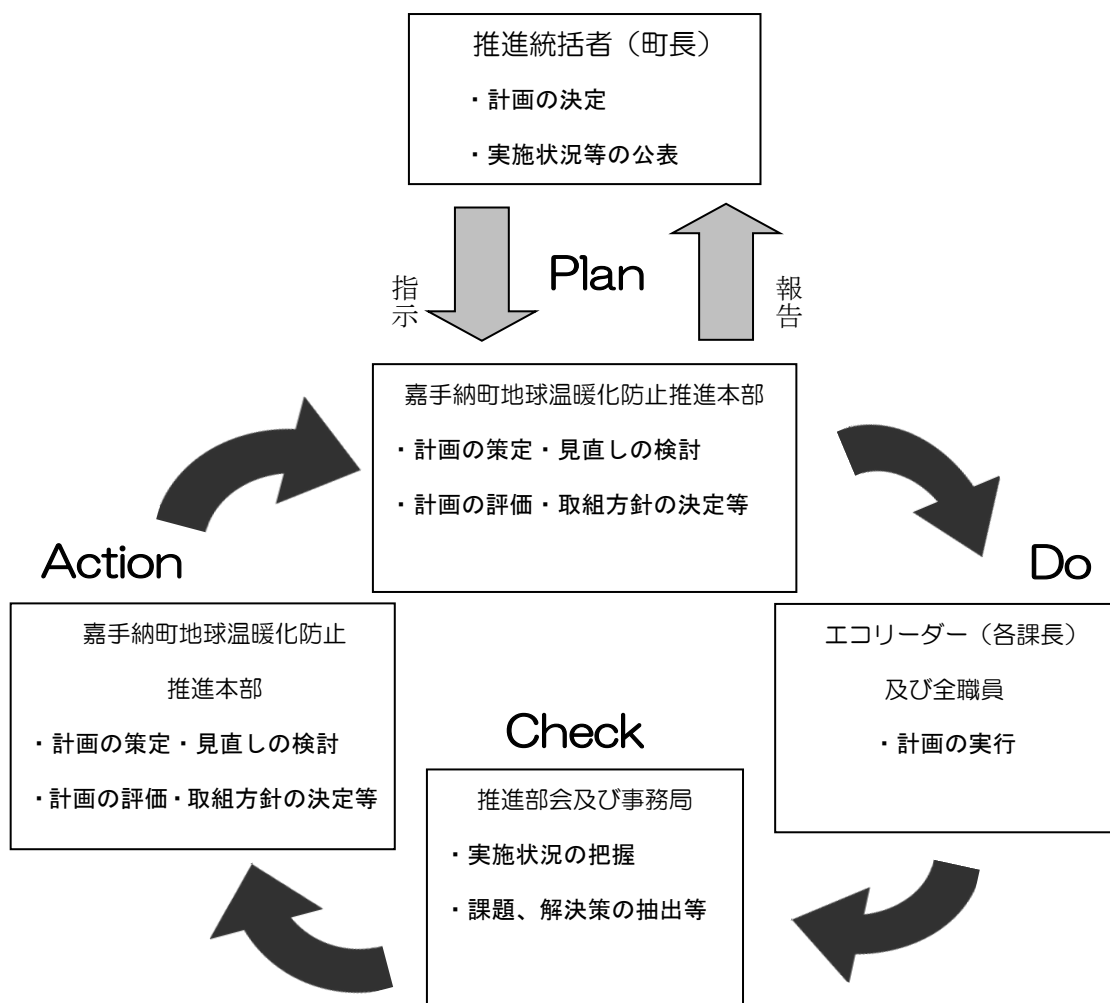
産業環境課が担う。実施状況の把握、各種データ等のとりまとめを行う。各課長等（エコリーダー）から実施状況の確認やヒアリング等を行い、実施における課題及び解決策等を検討し、その内容を推進本部または推進部会へ諮る。事務局は、推進本部の方針を受け、エコリーダー及び職員に対して指導や情報提供等を行う。

④ 推進部会

推進部会は本部長に指名された職員で構成し、実行計画の検討、実施状況の確認や意見交換を行い、実施における課題及び解決策等を検討し、その結果を推進本部へ報告する。

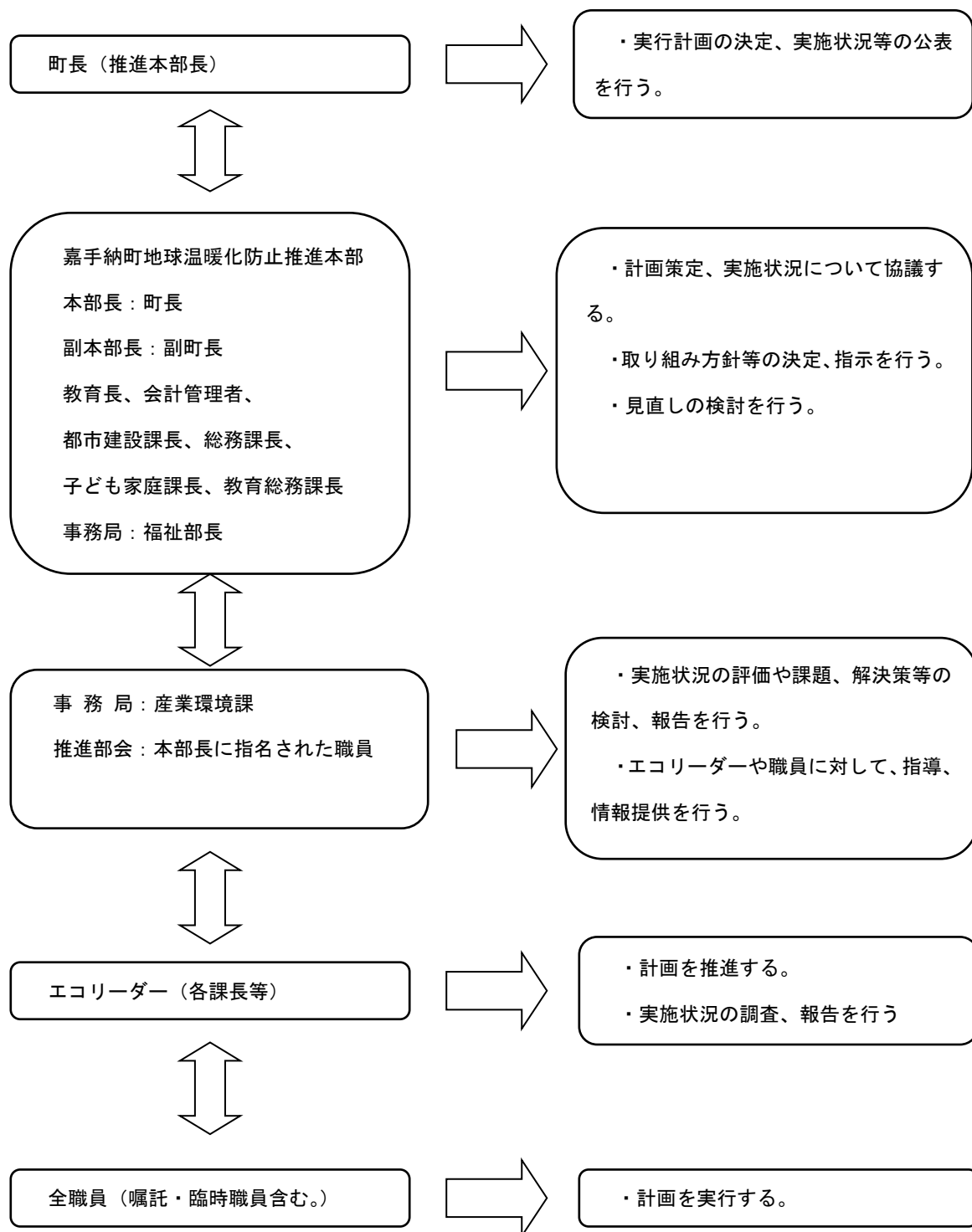
⑤ エコリーダー及び職員

推進担当者であるエコリーダーは、各所属課の課長等とし、実行計画の推進を図ると共に、実施状況等を事務局に報告を行うものとする。また職員は、エコリーダーへの協力を行うと共に、実行計画の目標達成に向けて、主体的・積極的な取り組みを行う。



段階	主体	内容
計画 (Plan)	・ 推進本部	・ 推進本部は計画の策定、取り組み方針の決定等を行う。 ・ 本部長は計画の決定及び変更を行い、全職員に対して実行の指示を行う。
実施 (Do)	・ エコリーダー ・ 全職員	・ 職員が目標達成に向けた主体的・積極的な行動をとる。 ・ 各課のエコリーダーは、実施状況等を報告書にまとめ、推進部会に報告する。
点検 (Check)	・ 事務局及び推進部会	・ 事務局又は推進部会は、エコリーダーの報告等から実施状況を把握し、課題及び解決策の検討結果等を推進本部に報告する。
改善 (Action)	・ 推進本部	・ 推進本部は、事務局等の報告・提案等を審議し、取組の改善、見直し等を行う。 ・ 実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等の実施を取り入れるなど、課題の解決に努める。

実行計画推進組織図



資料編

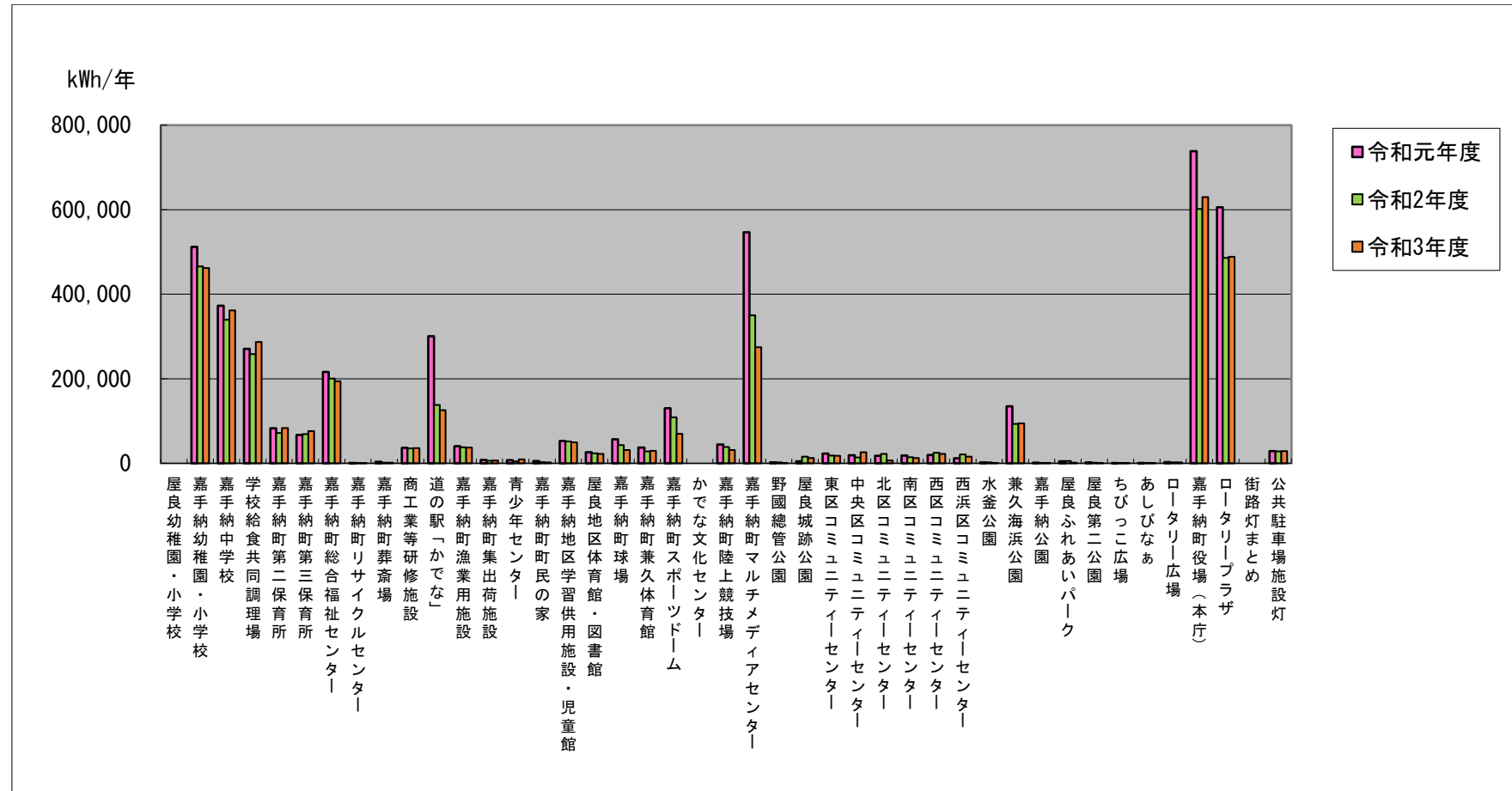
資-1.	施設別電気使用量と基準年との比較結果(令和元年度～令和3年度)	26
資-2.	施設別電気使用量と経年変化(令和元年度～令和3年度)	27
資-3.	嘉手納町課別化石燃料使用量(令和元年度～令和3年度)	28
資-4.	課別ガソリン使用量と経年変化(令和元年度～令和3年度)	29
資-5.	課別軽油使用量と経年変化(令和元年度～令和3年度)	30
資-6.	課別灯油使用量と経年変化(令和元年度～令和3年度)	31
資-7.	課別A重油使用量と経年変化(令和元年度～令和3年度)	32
資-8.	課別LPG使用量と経年変化(令和元年度～令和3年度)	33
資-9.	嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量	34
	(令和元年度～令和3年度)	
資-10.	環境関連用語集	35

資－1. 施設別電気使用量と基準年の比較結果（令和元年度～令和３年度）

（単位：kWh/年）

施設名	契約種別	令和元年度 （基準年度）	令和2年度	令和3年度	基準年度の比較
屋良幼稚園・小学校	従量	388,637	240,140	261,440	67%
	低圧				
	業務用				
嘉手納幼稚園・小学校	業務用	511,721	465,978	462,162	90%
嘉手納中学校	業務用	372,542	339,544	361,489	97%
学校給食共同調理場	従量				
	低圧				
	高圧電力	270,573	258,546	287,007	106%
嘉手納町第二保育所	業務用	82,996	71,443	83,321	100%
嘉手納町第三保育所	業務用	67,302	68,788	76,145	113%
嘉手納町総合福祉センター	業務用	214,352	198,121	191,452	89%
	深夜A	1,865	2,413	2,358	126%
嘉手納町リサイクルセンター	従量	742	363	363	49%
	低圧	4	4	3	75%
嘉手納町葬斎場	従量	1,798	1,227	776	43%
	低圧	1,420	393	529	37%
嘉手納町商業研修等施設	従量	21,205	19,507	21,410	101%
	低圧	15,410	15,757	14,662	95%
	業務用	300,517	138,209	125,605	42%
嘉手納町漁業用施設	従量	14,428	13,622	12,780	89%
	低圧	25,769	24,549	24,416	95%
嘉手納町集出荷施設	従量	2,214	1,670	1,896	86%
	低圧	5,932	4,595	4,463	75%
青少年センター（旧：食料品加工センター）	従量	5,831	3,664	6,067	104%
	低圧	1,568	994	3,289	210%
嘉手納町民の家	従量	3,020	1,512	1,622	54%
	低圧	2,475	1,296	737	30%
嘉手納地区学習供用施設・児童館	業務用	53,082	51,290	49,295	93%
屋良地区体育館・図書館	従量	19,009	16,247	15,094	79%
	低圧	6,907	7,273	6,834	99%
嘉手納町野球場	業務用	56,883	42,735	31,544	55%
嘉手納町兼久体育館	従量	37,160	28,226	29,359	79%
嘉手納町スポーツドーム	業務用	129,931	108,721	69,559	54%
かでな文化センター	業務用	（庁舎に含む）	（庁舎に含む）	（庁舎に含む）	（庁舎に含む）
嘉手納町陸上競技場	業務用	44,674	38,295	31,470	70%
嘉手納町マルチメディアセンター	業務用	546,231	349,973	274,674	50%
野間總管公園	従量	1,972	1,812	340	17%
屋良城跡公園	公街灯B	4,383	14,966	11,216	256%
	低圧	30	889	1,409	4697%
東区コミュニティーセンター	従量	14,248	13,094	13,105	92%
	低圧	8,804	5,137	4,473	51%
中央区コミュニティーセンター	従量	16,750	12,407	12,456	74%
	低圧	2,121	1,353	13,771	649%
北区コミュニティーセンター	従量		5,833		
	従量	6,478	9,435	6,753	104%
南区コミュニティーセンター	低圧	10,896	6,723		0%
	従量	6,561	6,723	5,927	90%
西区コミュニティーセンター	低圧	11,515	7,549	6,383	55%
	従量	9,295	10,206	11,007	118%
西浜区コミュニティーセンター	低圧	10,103	14,917	11,427	113%
	従量	8,124	9,962	9,818	121%
水釜公園	低圧	3,835	10,926	6,218	162%
	従量	2,058	1,890	665	32%
兼久海浜公園	業務用・実量制	134,654	93,237	94,581	70%
嘉手納公園	公街灯B	1,140	788	653	57%
屋良ふれあいパーク	公街灯B	4,941	5,239	1,200	24%
屋良第二公園	公街灯B	1,784	1,478	251	14%
ちびっこ広場	従量	318	405	81	25%
あしびな	従量	928	909	155	17%
ロータリー広場	従量	2,541	2,254	1,939	76%
	低圧	0	0	459	
嘉手納町役場（本庁）	業務用	738,117	601,640	629,782	85%
ロータリープラザ	業務用	605,482	486,117	488,551	81%
街路灯まとめ		0	0	0	
公共駐車場施設灯		28,519	28,302	28,519	100%
対象施設		4,541,278	3,731,077	3,687,355	81%
合計		4,813,276	3,840,984	3,784,441	79%

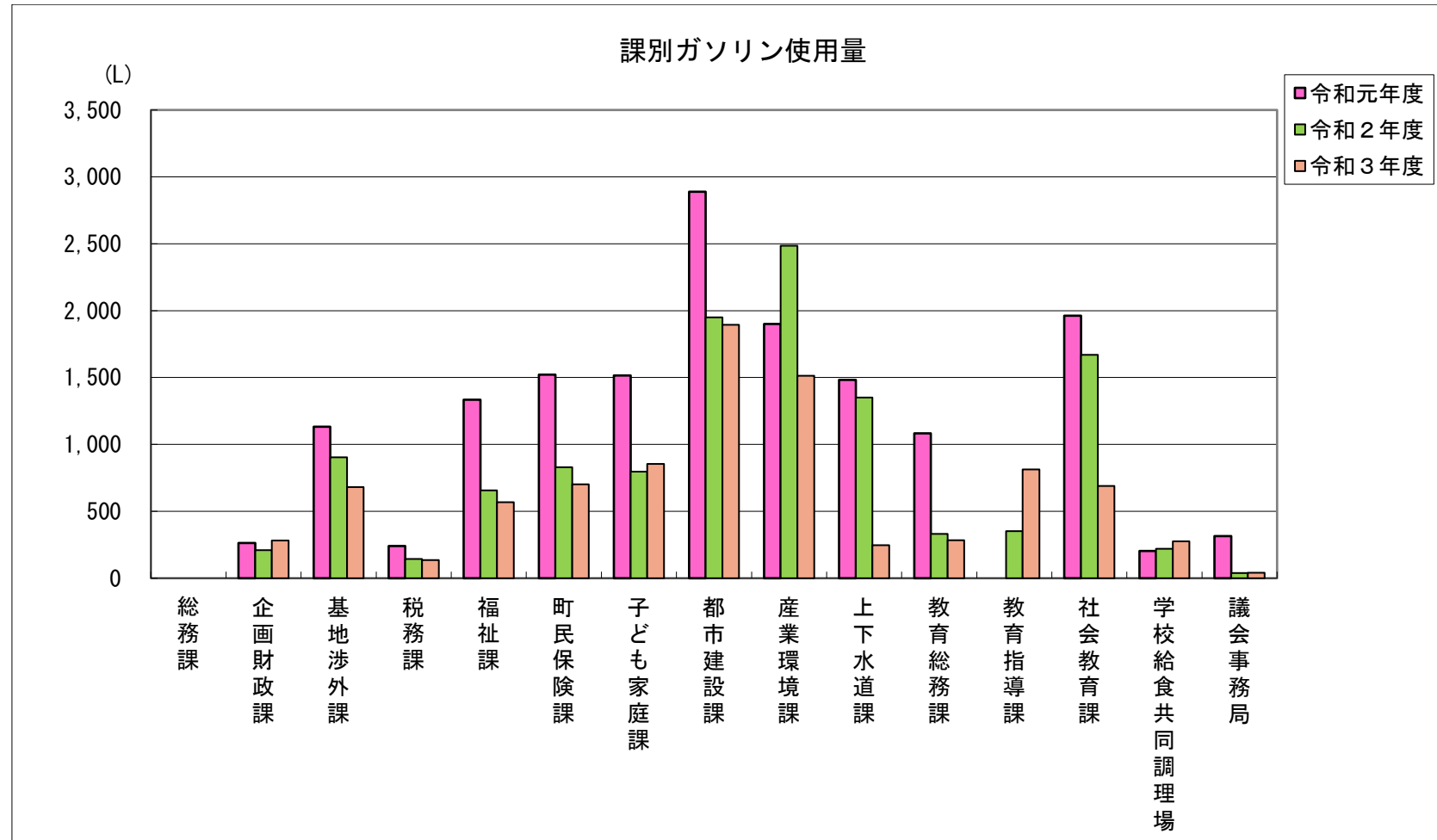
資－2. 施設別電気使用量と経年変化（令和元年度～令和3年度）



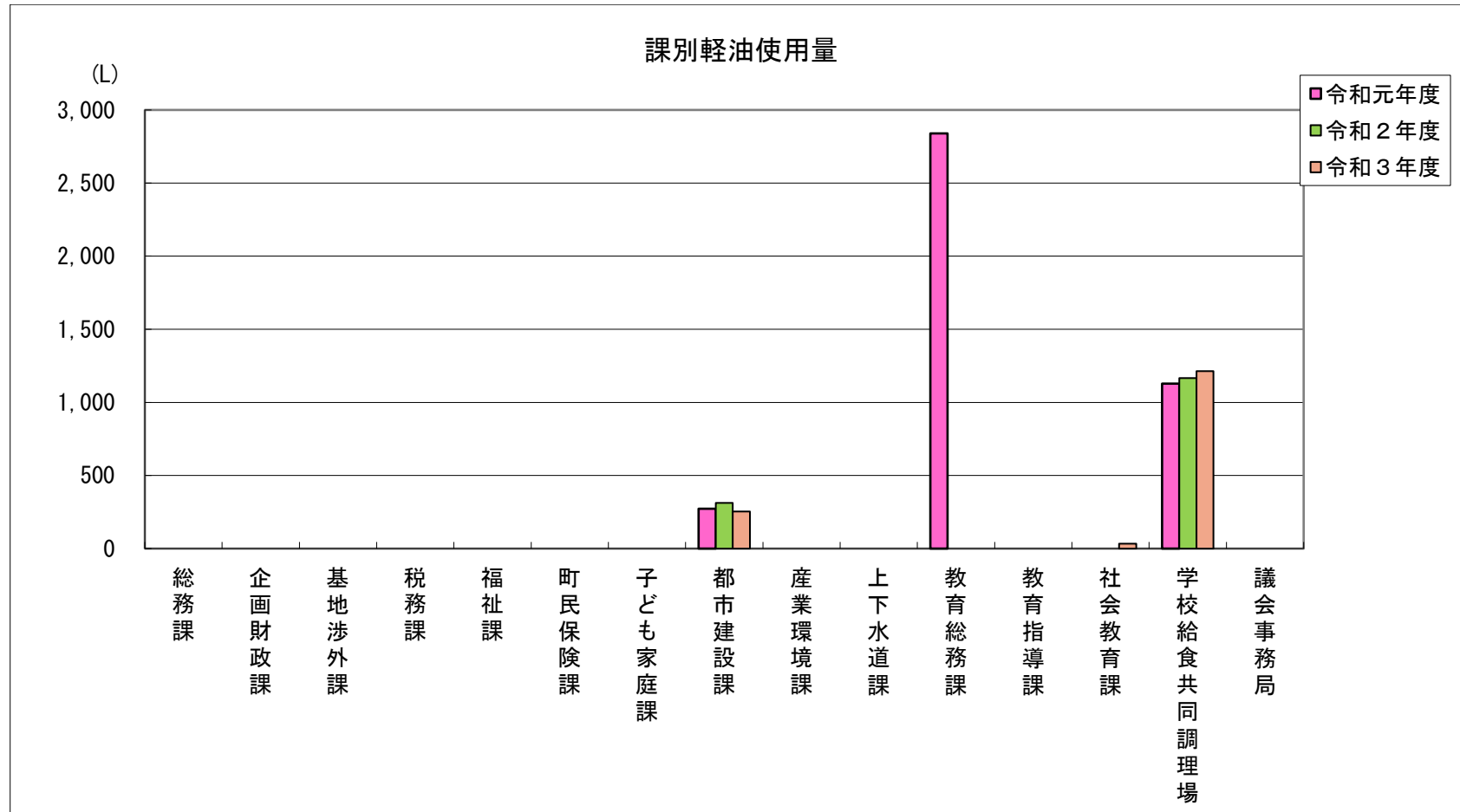
資-3. 嘉手納町課別化石燃料使用量（令和元年度～令和3年度）

組織名		令和元年度(基準年度)					令和2年度					令和3年度				
		ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG
		L	L	L	L	m ³	L	L	L	L	m ³	L	L	L	L	m ³
総務部	総務課	0.0	0.0	10.3	0.0	10.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	企画財政課	263.1	0.0	0.0	0.0	0.0	209.8	0.0	0.0	0.0	0.0	281.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	基地渉外課	1,133.0	0.0	0.0	0.0	0.0	903.3	0.0	0.0	0.0	0.0	681.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	税務課	241.6	0.0	0.0	0.0	0.0	144.5	0.0	0.0	0.0	0.0	135.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉部	福祉課	1,334.1	0.0	0.0	0.0	0.0	656.2	0.0	0.0	0.0	0.0	567.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	町民保険課	1,520.7	0.0	0.0	0.0	0.0	830.4	0.0	0.0	0.0	0.0	702.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	子ども家庭課	1,514.4	0.0	4,074.0	0.0	553.1	795.8	0.0	3,871.0	0.0	290.6	855.3	0.0	3,851.0	0.0	205.1
建設部	都市建設課	2,888.4	273.0	0.0	0.0	0.0	1,949.5	311.5	0.0	0.0	0.0	1,893.6	253.5	0.0	0.0	0.0
	産業環境課	1,901.5	0.0	0.0	0.0	18.1	2,486.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1,513.8	0.0	0.0	0.0	29.3
	上下水道課	1,482.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1,350.0	0.0	0.0	0.0	0.0	247.8	0.0	0.0	0.0	0.0
教育委員会	教育総務課	1,082.9	2,839.9	0.0	0.0	0.0	331.9	0.0	0.0	0.0	34.1	284.9	0.0	0.0	0.0	34.3
	教育指導課	0.0	0.0	0.0	0.0	144.3	352.7	0.0	0.0	0.0	352.7	813.6	0.0	0.0	0.0	5.7
	社会教育課	1,962.3	0.0	0.0	0.0	11.1	1,669.8	0.0	0.0	0.0	14.4	688.9	34.0	0.0	0.0	27.0
	学校給食共同調理場	204.7	1,127.4	0.0	32,650.0	610.8	221.1	1,165.2	0.0	34,080.0	610.8	276.0	1,213.5	0.0	34,920.0	612.9
	議会事務局	315.6	0.0	0.0	0.0	0.0	39.0	0.0	0.0	0.0	0.0	41.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計		15,845.1	4,240.3	4,084.3	32,650.0	1,347.7	11,940.0	1,476.7	3,871.0	34,080.0	1,302.6	8,982.5	1,501.0	3,851.0	34,920.0	914.3

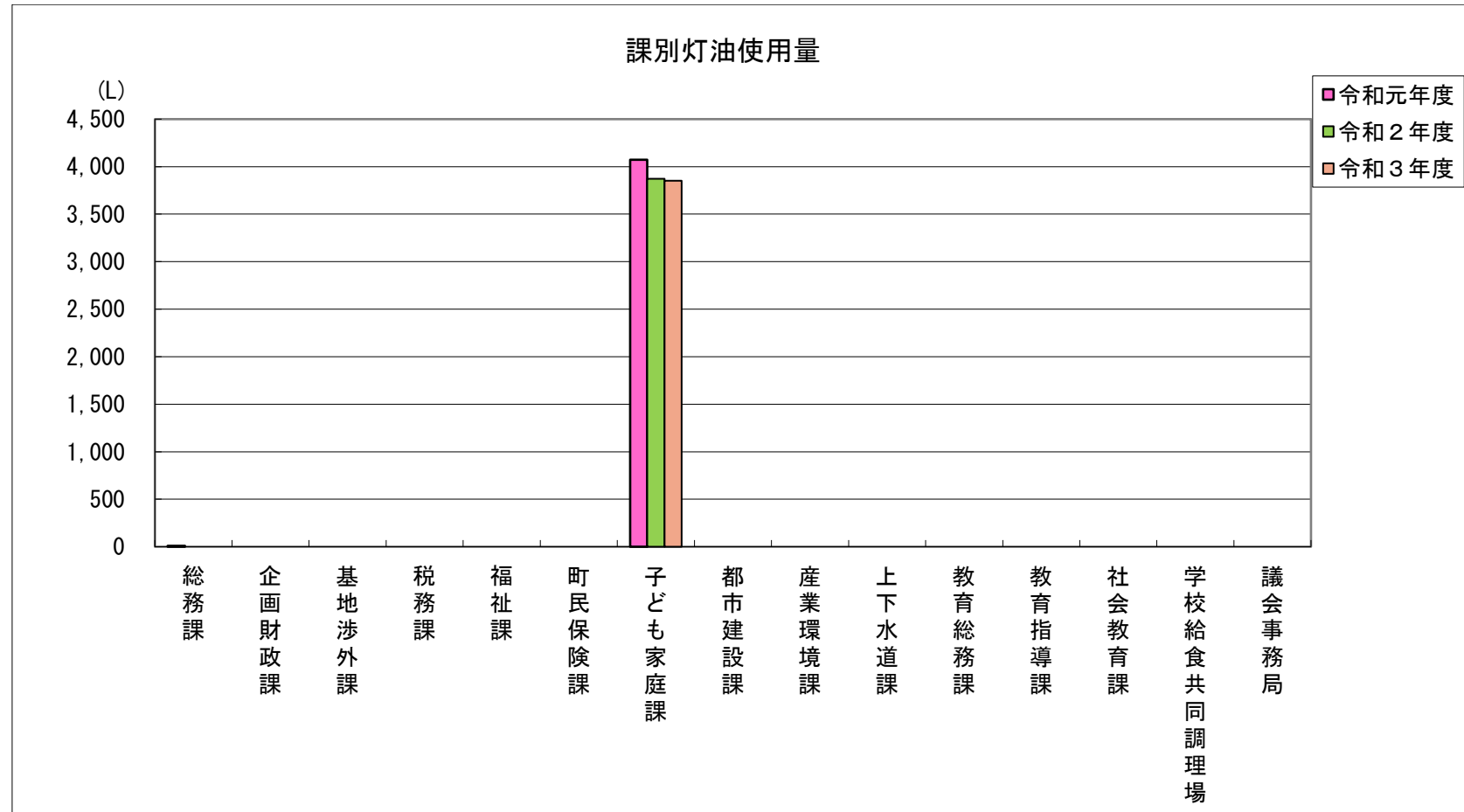
資－4. 課別ガソリン使用量と経年変化（令和元年度～令和３年度）



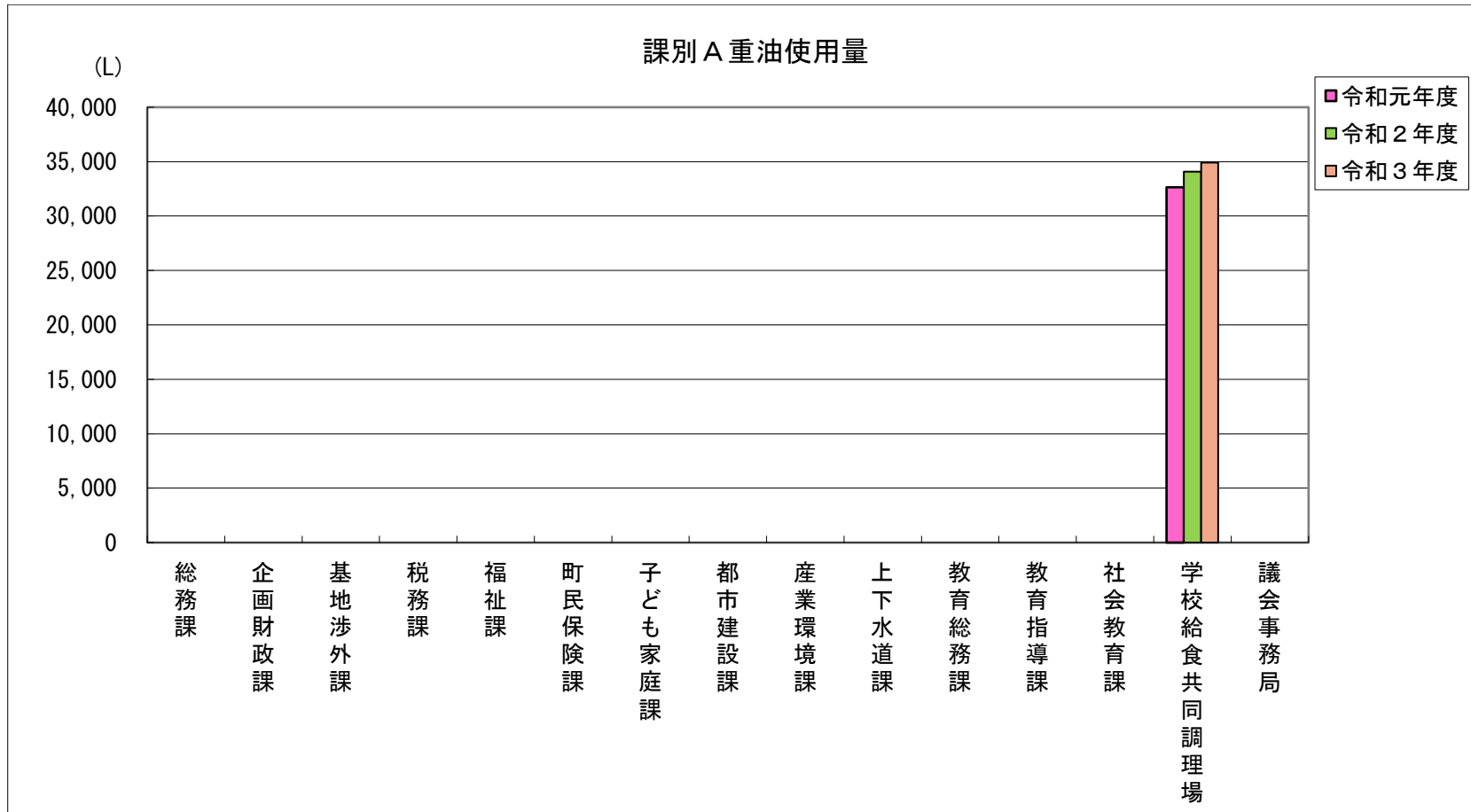
資－5. 課別軽油使用量と経年変化（令和元年度～令和3年度）



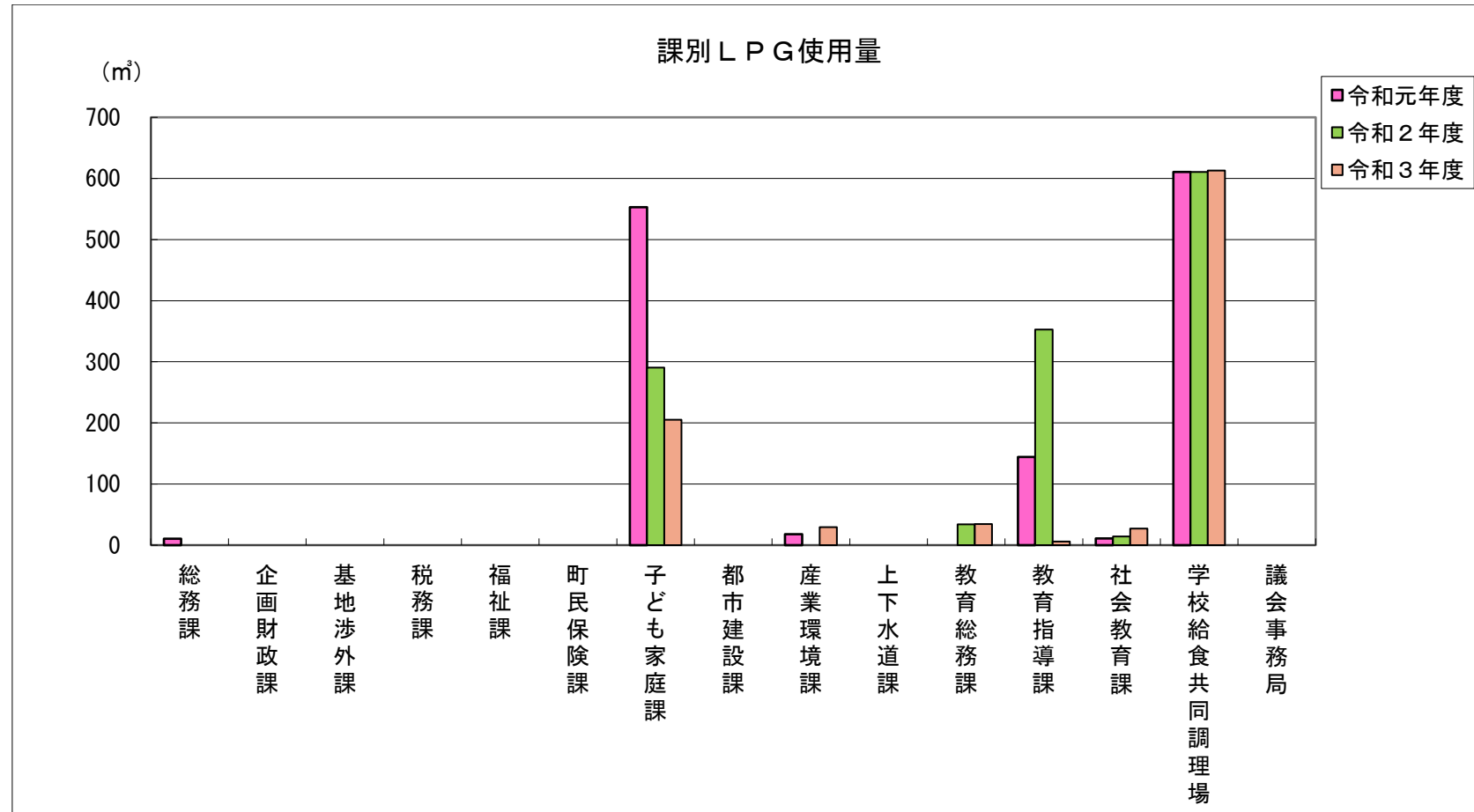
資－6. 課別灯油使用量と経年変化（令和元年度～令和3年度）



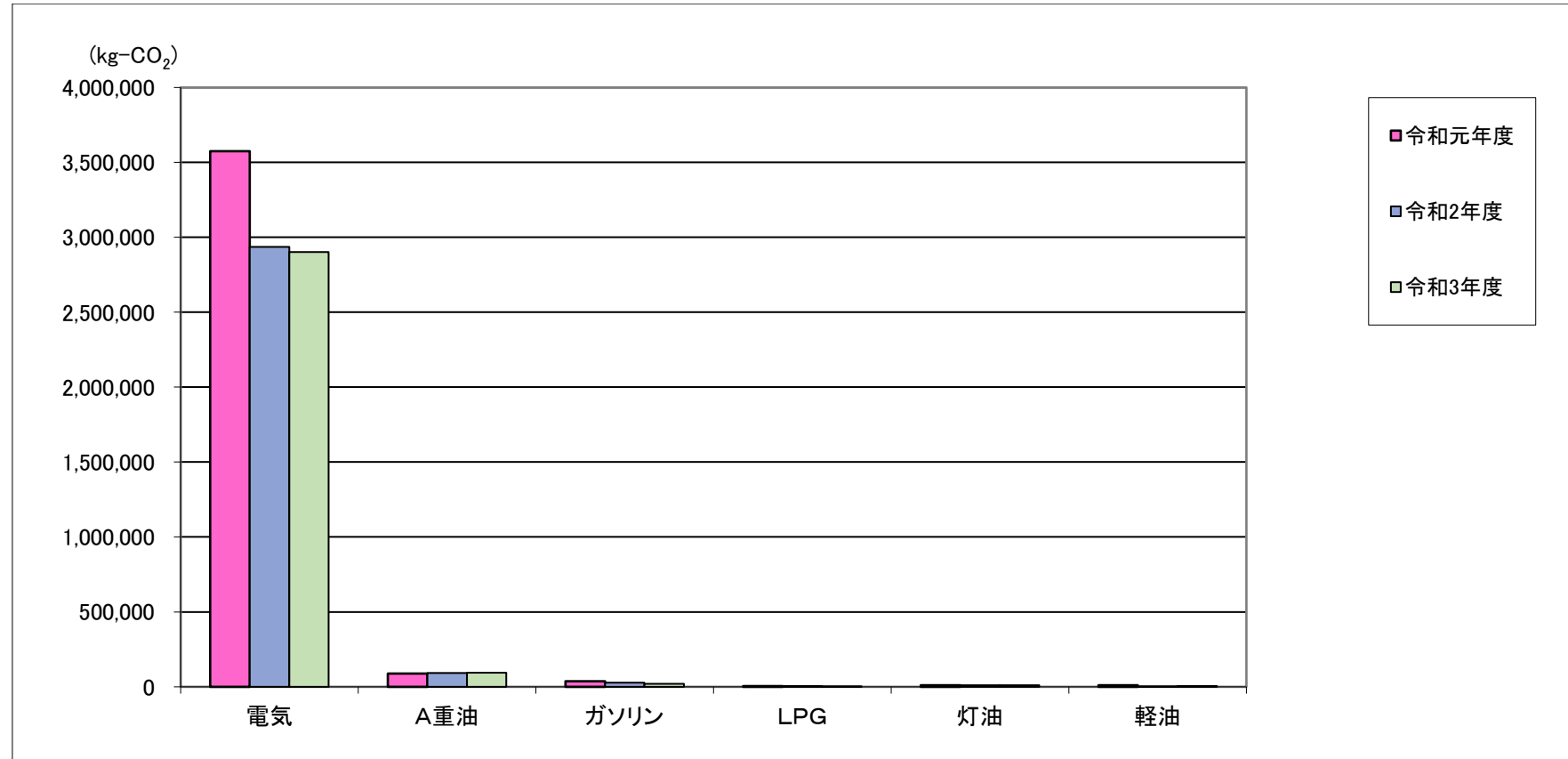
資－7. 課別 A 重油使用量と経年変化（令和元年度～令和 3 年度）



資－8. 課別 L P G 使用量と経年変化（令和元年度～令和 3 年度）



資-9. 嘉手納町対象組織及び施設の要因別の二酸化炭素排出量と経年変化（令和元年度～令和3年度）



資－10. 環境関連用語集

ア行	アイドリング・ストップ	自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。
	IPCC	→「気候変動に関する政府間パネル」参照。
	アジェンダ 21	1992 年ブラジルで開催された地球サミットで採択された持続可能な開発のための具体的な行動計画。大気、森林、砂漠、生物多様性、海洋等の分野ごとのプログラムのほか、実施のための資金協力などの制度のあり方を 138 項目にわたり規定している。
	一酸化二窒素	常温常圧では無色の気体。麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を 1 とすると、一酸化二窒素は 100 位である。
	エコドライブ	アイドリング・ストップやタイヤの空気圧点検、空ぶかしを控えるなど、環境に配慮した運転のこと。
	ESCO 事業	Energy Service Company の略称で、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。また、ESCO の経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ることも特徴となっている。
	エネルギー原単位	エネルギー効率を表す値。たとえば、製品一単位を生産するのに必要なエネルギーの量など。
	エネルギー転換部門	二酸化炭素の排出統計に用いられる部門の一つ。石炭や石油などの一次エネルギーを電力などの二次エネルギーに転換する部門。発電所などがここに含まれる。
	LPG (Liquefied Petroleum Gas)	液化石油ガス。プロパン、ブタン等。
	オゾン層	オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。
	温室効果	地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのこと。二酸化炭素などの大気中の気体（温室効果ガス）が温室効果をもたらす。
	温室効果ガス	温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF ₆ が削減対象の温室効果ガスと定められた。
カ行	化石燃料	石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。
	カーボンオフセット	日常生活による二酸化炭素の排出を相殺するために植林や自然エネルギーを利用しようというものである。
	カーボンニュートラル	ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言う。化石燃料の代わりにバイオマスエネルギーの利用はカーボン・ニュートラルだと考えられ、二酸化炭素の発生と固定を平衡し、地球上の二酸化炭素を一定量に保つことができる。また、二酸化炭素排出量を削減するための植林や自然エネルギーの導入などは、人間活動による二酸化炭素の排出量を相殺できることもカーボン・ニュートラルと呼ぶこと

		がある。
家庭部門		二酸化炭素排出統計に用いられる部門の一つ。民生部門のうち業務部門以外の部門。
環境家計簿		家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。
環境税		一般的には温暖化対策として温室効果ガスの排出量に応じて課税するといわれる炭素税のことを指す。
環境ラベリング制度		環境保全に役立つマークをつけて国民に推奨する制度のこと（エコマーク、グリーンマーク等）。
気候変動		気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があるが、近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。
気候変動適応計画		2018 年 6 月に成立した気候変動適応計画に基づき同年 11 月に閣議決定された計画。「農業・林業・水産業」、「水環境、水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国際生活・都市生活」の 7 つの分野における気候変動の影響の概要と適応の基本的な施策が示されている。
気候変動適応法		気候変動への適応の推進を目的として 2018 年 6 月に制定された法律。 政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を講ずるものである。本法律に基づく気候変動適応計画は 2018 年 11 月に閣議決定された。
気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC)		1988 年に開始された、UNEP（国連環境計画）と WMO（世界気象機関）が共催し、各国政府の任命する科学者が参加する会合。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。1990 年に第 1 次評価報告書、1995 年に第 2 次評価報告書、2001 年に第 3 次報告書、2007 年に第 4 次報告書、2013 年に第 5 次報告書を取りまとめている。
気候変動枠組条約締約国会議（COP）		COP は Conference of Parties の略。1995 年 3 月～4 月にベルリンで第 1 回締約国会議（COP 1）を開催。1997 年 12 月に京都で開催された COP3 では、2000 年以降の地球温暖化対策のあり方を規程する議定書が採択された。毎年開催される締約国会議は、人類の未来を左右する会議として世界的に注目されている。
基準年		温室効果ガスの削減に関し、基準となる年。京都議定書では基準年を原則的に 1990 年としている。ただし、HFC 類、PFC 類、SF6 については 1995 年を基準年とすることができるとしている。
キャップ・アンド・ト		排出量取引において、排出枠が設定されている主体間で、排出

	レード方式	枠の一部の移転（または獲得）を認める制度のこと。
	吸収源	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。京都議定書では、先進締約国が温室効果ガス削減目標を達成する手段として、新規植林、再植林、土地利用変化などの活動を考慮することが規定されている。
	共同実施	先進締約国同士が、自国の数値目標達成のために共同して温室効果ガス排出削減や吸収の事業を実施し、排出削減単位をクレジットとして獲得する仕組み。
	クリーン開発メカニズム	先進国が途上国において共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、そこで得られた吸収分あるいは削減分を先進国がクレジットとして獲得し、自国の温室効果ガス削減量に充当できる仕組み。京都議定書に規定される柔軟性措置の一つ。
	グリーン購入	企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。
	COOLCHOICE （クールチョイス）	CO ₂ などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。
	コージェネレーション	発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コージェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。
	工業プロセス	温室効果ガス排出統計に表れる部門の一つ。セメントの焼成キルンなどで石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程のこと。
サ行	交通需要管理 (Transportation Demand Management: TDM)	自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率的な使用によって、交通量・交通流の平準化、分散化、軽減化を図ることで、交通渋滞の緩和を促す取り組み。
	再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、廃棄物の焼却熱利用・発電など。
	次世代自動車	窒素酸化物（NO _x ）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質お排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車など。
	持続可能な開発目標 （SDGs）	環境、経済、社会に関連する課題の解決を図り、17 のゴール及び 169 のターゲットから構成される、途上国と先進国共通の持続可能な社会づくりを実現するための目標。
タ行	炭素換算	二酸化炭素（CO ₂ ）の量を炭素（C）相当分で算出する方法。炭素換算値は CO ₂ の量に 0.273 を掛けて得られる。逆に炭素換算の値に 3.67 を掛けると CO ₂ の量が得られる。
	炭素税	代表的な環境税の一つで、二酸化炭素排出につながる経済活動に課す税のこと。石油などの化石燃料に含有される炭素の量に応じて課税するのが一般的で、欧州ではスウェーデンなどですでに実施されている。

	地球温暖化係数 (Global Warming Potential:GWP)	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの各種の温室効果ガス毎に定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。100 年間の GWP で比較して、メタンは二酸化炭素の約 20 倍、一酸化二窒素は約 310 倍、フロン類は数百～数千倍となる。
	窒素酸化物	ディーゼルエンジンなどオイル燃焼に際し排出される大気汚染物質。一酸化二窒素以外の窒素酸化物は温室効果をもたないが、逆に、上空でエアロゾルを形成し、温室効果を減少させる働きがある。
	トップランナー方式	積極的な省エネルギーを促すために政府が始めた政策の一つで、電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルを設定すること。
ナ行	燃料電池	反応をコントロールしながら水素と酸素などから電気を取り出すシステム。近い将来電気自動車への搭載が期待されている。
ハ行	バイオマス	エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	オゾン層を破壊しないことから、CFCs や HCFCs の規制に対応した代替物質として 1991 年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCs は自然界には存在しない温室効果ガスで、100 年間の GWP は、二酸化炭素の数百～11,700 倍と大きい。1997 年に採択された京都議定書には削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。
	パーク・アンド・ライド	都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するシステム。イギリスなど欧州で広く実施されている。
	排出量取引	京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度。国内の温室効果ガス削減努力に対し、補完的手段として認められた柔軟性措置の一つ。
	ハイブリッド自動車	複数の動力源（ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン、電気（モーター）、油圧等）を組み合わせることで低公害化や省エネルギー化を図った自動車のこと。現在、ガソリンエンジンとモーターを用いたものが実用化され、市販されている。
	パリ協定	2015 年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組み条約第 21 国締約国会議（COP21）にて、2020 年以降の気候変動対策について、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加した、公平かつ実効的な法的枠組み。世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが示された。
マ行	メタン	京都議定書の対象ガスの一つ。有機性の廃棄物の最終処分場、家畜のフン尿、水田、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。
	未利用エネルギー	海水、河川水、下水等の温度差エネルギー（夏は大気より冷たく、冬は大気より暖かい水）、発電所排熱、変電所排熱、都市排熱（清掃工場、地下鉄等の排熱）等のこと。
	モーダルシフト	旅客や貨物のトラック輸送を貨車や船舶に切り替えることにより、二酸化炭素の排出削減を図る方式のこと。

ラ行	ライフサイクルアセスメント（LCA）	物品の生産から廃棄までの環境負荷量などを調査、分析して評価する手法。
	六ふっ化硫黄（SF6）	1960 年代から電気および電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。使用料はそれほど多くないが、近年新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。100 年間の GWP は、二酸化炭素の 23,900 倍。HFCs、PFCs と共に、京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つに指定された。

出典）全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ「用語集」
 国立環境研究所 ECI ネット「環境用語集」

第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画
令和3年度～令和7年度
(令和3年度実績報告)
令和4年12月

株式会社 沖縄環境経済研究所
〒904-2234 沖縄県うるま市州崎 12-57
TEL : 098-934-4231